

福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する別紙（重度訪問介護）

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組み、賃金改善以外の処遇改善、職場環境改善の取組みを行う事業所に認められる加算です。

令和6年4月1日から、令和6年5月31日までは、下記の3種類の処遇改善加算を算定します。

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の20.0%
福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の5.5%
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の4.5%

なお、令和6年6月1日より、上記3種類の加算が一本化され、下記の通りとなります。

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の34.3%
-----------------	-------------

【算定要件】

この加算は事業所が下記の要件を満たす場合に算定します。

- ① 職場環境の改善・見える化を実施している。
- ② 賃金体系を整備し、研修を実施している。
- ③ 新加算Ⅳの1/2(13.6%)以上を月額賃金で配分している。
- ④ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みを整備している。
- ⑤ 処遇改善後の賃金の年額が440万円以上になる福祉・介護職員を1人以上配置している。
- ⑥ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置している。
(介護福祉士30パーセント以上)

以上、重要事項説明書別紙として、上記内容を説明致しました。

以上、説明者から上記の内容について説明を受け、同意すると共に書面の交付を受けました。

令和 年 月 日

氏名 _____